

京都大学	博士（文学）	氏名	井口 暁
論文題目	科学技術リスクをめぐる対立と調停に関するリスク社会学的研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文の目的は、不確実性・リスク・非知といった要素を伴う科学技術の問題をめぐる社会的なコンフリクトの現実を捉えるための分析枠組を発展させるために、ドイツの社会学者ニクラス・ルーマンが展開した社会システム理論とリスク論に焦点を当て、再検討を行うこと、そしてその枠組にもとづいて、2011年に発生した福島第一原発事故を契機とする社会的な対立と分断の背後にある構造とメカニズムの一端に対して分析を試みることにある。</p> <p>論文は序章と3つの章および結論から成っている。序章では、福島原発事故によってクローズアップされた科学技術リスクをめぐるコンフリクトを分析するにあたって、科学技術社会論（STS）の一分野であるリスク社会学、とりわけルーマンのリスク論の枠組に依拠することが有効であると主張される。著者がルーマンに準拠するのは、ルーマンのリスク論が事故や災害に対する認識の社会的構成過程とその複数性に注目する構築主義的アプローチを採ることによってコンフリクト分析の先鋭的な枠組を提供していると評価されるからである。またルーマンのリスク論はその社会システム論全体と同様に、観察の複数性と相対性を前提としたメタレベルの視点からの「セカンド・オーダーの観察」（観察の観察）のアプローチを採用しており、そのために論争状況を俯瞰的に整理することが可能になるとされる。さらに、ルーマンは観察の複数性に由来するコンフリクトの不可避性のみならず、異なる立場の間の「リスク・ダイアログ」の可能性を理論化している点で注目される。</p> <p>第一章では、災厄や災害の意味づけをめぐるコンフリクトに焦点をあわせ、その背後にある構造と力学に対する分析視角が再構成される。ルーマン理論に含まれる「帰属コンフリクト」論の視角を析出し、ウルリッヒ・ベックの「組織化された無責任」論へと接続した上で、その視角を基に、福島原発事故の意味づけをめぐる論争の背後にある構造の一端について考察が加えられる。</p> <p>その結果、理論的な次元では主に次の点が明らかになった。第一に、従来のルーマン解釈においては、「リスク」の深刻度をどう評価するかをめぐる対立（「リスク評価コンフリクト」）の局面が抽出されてきたのに対し、ルーマンの議論を注意深く読み進めると、問題となる災厄はそもそも「リスク」なのか「危険」なのか、「リスク」だとしたら誰が「決定者」で誰が「被影響者」なのか、どのような原因帰属と責任帰属が妥当なのか、というより基底的な対立の次元に対する洞察が析出できる。この認識は帰属コンフリクト論として再構成される。第二に、この視点をベックが提起</p>			

した「組織化された無責任」論と結びつけることにより、ベックが十分に考察しなかったその逆説的なプロセスが明らかになる。ベックは、因果関係が不鮮明で特定の個人や組織への帰責が困難な「新しいリスク」の登場を指摘し、この問題に対して科学や司法は依然として厳密な因果性モデルや個人主義的帰責原理を適用し続けることによって、原因者の責任が免責され不可視化されていることを批判した。そして、こうした無責任体制への対処策として、よりラディカルな責任帰属の重要性を指摘した。しかし、帰属コンフリクト論の視座から見ると、ベックが提案する責任帰属の実践は、帰責困難であるという新しいリスクの性質を見えにくくし、帰責可能な伝統的リスクとの同一視、あるいは前者の后者への意味変換を加速化させ、かえって新しいリスクの不可視化に加担する可能性がある。

事例の分析では次のことが明らかになった。第一に、福島原発事故をめぐる論争においては、原発事故の原因と責任をどう捉えるかをめぐる帰属コンフリクトが実際に生じていた。第二に、そこでは、責任追及言説が新しいリスクの不可視化と原子力技術に対するコントロール幻想に寄与するという意図せざる結果が実際に確認できる。この論争においては当初、事故を「想定外」として意味づける言説が提起され、「安全神話批判」や「原子力村批判」などを通じて強力な責任追及言説が打ち出されたのだが、その過程で、責任追及に関連して、想定外の大地震・大津波、さらには原発事故は科学的に予想されていたという意味づけが台頭し、その結果、科学の予測能力や原子力技術に対するコントロール能力に対する過大評価の傾向が見られ、結果的に、新たな安全神話が醸成されるという逆説的な傾向が見出される。

第二章では、安全性や因果性に関する確実な科学的知識が欠如または不足している、「非知」の問題に関連するコンフリクトに焦点をあわせて分析視角の再構成が試みられる。またその視角を基に、福島原発事故後に問題となった「低線量放射線被曝による健康影響」をめぐる科学者・専門家の論争の背後に見られる構造と力学の一端が考察される。

その結果、主に次の点が明らかになった。理論面では、第一に、この種のコンフリクトを捉える上では、クラウド・ペーター・ヤップがルーマン理論を援用しつつ指摘した「特定される非知」と「特定されない非知」の対立構図が重要な手がかりとなる。非知を伴う諸問題（例えばBSE問題や遺伝子組換え技術の問題など）に対して、決定者の側は、既存の部分的な知識を信頼しつつ、非知の範囲を狭く捉えながら、リスク比較やリスク受容に至る傾向がある。それに対して、被影響者の側は、不完全な知識の受容を拒否し、何がわからないのかさえわからないという「非知の非知」ないし無制限の非知の観察に至る。そして非知を伴い最悪の可能性が否定できない問題をカテゴリーカルに拒否する。しかしそれに加えて、第二に、非知をめぐる争いを捉えるためには、以上に還元されない別の力学、すなわち論争の参加者の「同定」をめぐる争いの力学にも注目する必要がある。リスクと道徳の関係に関するルーマンの議論を踏ま

えると、非知をめぐる論争においては、敵対する陣営を悪意のある人物として描き出したり、決定者側に属する人物として描き出したりするなどの戦略的な同定実践が行われる。その過程で、多様な立場や見方がありうるにもかかわらず、様々な発言者が「決定者／被影響者」「善き者／悪しき者」といった単純化された二項対立図式へと割り振られていく傾向がある。

事例研究では、以上の二つの局面が、低線量被曝問題に関する専門家の論争の中に実際に確認できることが明らかになった。100ミリシーベルト以下の低線量放射線被曝の人体への影響に関しては、専門家の間でも論争が続いており、科学的な非知が存在する。こうした中、3.11後、「わかっていないということは、影響があるとはいえない」という見方と、「わかっていないということは、影響の可能性は否定できない」という対照的な見方が提起され、論争へと発展した。こうした見解の対立は、第一に、ヤップが指摘した「特定される非知」と「特定されない非知」の対立構図に対する視点を基にすることで、多くを理解することができる。第二に、以上の論争においては、低線量被曝に関する論争と並行して、それについて発言を行う専門家自身や論敵がどのような人物なのか、どのような立場なのか、という、同定をめぐる争いが生じていたことが、当時頻繁に言及された「御用学者」や「安全厨」、「危険厨」といったラベルの考察を通じて明らかになった。

第三章では、以上のような非和解的なコンフリクト状況においてどのような社会的な対話や紛争解決の戦略がありうるのかについて、理論的考察が行われる。具体的には、既存の対話研究の基礎となっているユルゲン・ハーバーマスの理性的合意論と、それに対するオルタナティブを試みたアロイス・ハーンおよびルーマンの了解論とを対比しながら、後者の意義と射程が検討される。

その結果、主に次の点が明らかになった。第一に、ハーバーマスは、理性的な討議を通じた合意の重要性を説いたのに対し、ハーンは、そうした合意の追求がかえってコンフリクトの先鋭化を招き、断絶や膠着状態をもたらす場合が存在することを批判した。そして、見解の差異の解消を目指すのではなく、一定の不一致をいわば度外視しながら合意したかのように振る舞うという「合意フィクション」の実践こそが、異質な他者と「折り合う」ためには重要であると指摘した。この戦略は、ハーバーマスが批判した事理的合意が孕む抑圧性や権力性に関して一定の課題を残しつつも、多元的な現代社会において重要性を増している。第二に、以上のハーンの洞察をリスク論の文脈で発展させたルーマンの了解論には重要な萌芽的洞察が存在する。例えば、複雑化し錯綜化しがちな「セカンド・オーダーのコンフリクト」を緩和するためには、セカンド・オーダーの反省的な態度を抑制し、ファースト・オーダーの非反省的な存在論的な態度をある程度回復する必要があるという「ファースト・オーダー復帰論」は、セカンド・オーダーの観察の意義にのみ注目してきた従来のルーマン解釈に一石を投じる意味をもつ。さらに、ルーマンはその延長線上で、文字とテキストを媒介と

した了解実践の重要性を論じているが、その背後には、フランスの哲学者ミッシェル・セールの議論を参照しつつ、「客体＝物」を媒介としたコミュニケーションの安定化という新たな社会秩序像の理論化の試みが隠されていることも指摘されている。

「結論」は論文の成果の要約と今後の課題の整理を行った上で、従来見逃されてきたルーマンのリスク論の意義とポテンシャルを強調して締めくくられている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、「リスク社会」としての現代社会において重要性を増している科学技術リスクをめぐる社会的対立とその調停を分析するための理論的基礎視角を、ニクラス・ルーマンのリスク論をはじめとする現代ドイツの社会学理論を基盤として構築するとともに、それを応用して、2011年3月の福島第一原発事故の原因や影響の解釈をめぐる社会的コンフリクトの構造と過程を分析した研究である。

日本において1990年代以降盛んになったリスクの社会学的研究は、今世紀に入ってから科学技術・家族・教育・法・コミュニティといった個別領域に特化した形で展開しているが、そうした経験的研究の多様化の一方で、その基礎となる理論的枠組に関しては、リスクを客観的に存在するものと捉えるのか認識の問題と捉えるのかという基本的な問題も含めて、必ずしも十分に整理されていないのが現状である。ルーマン理論を基礎としつつその不十分な点を他の社会学理論を参照して補完・彫琢していこうとする本研究は、リスク社会学の最も基礎的な理論に関する最新の研究成果として注目される。

本論文がリスク社会学の観点から評価できる点としては、リスク社会学の領域におけるルーマンの独自の理論的貢献を、これまで注目されてこなかった論点に着目することによって明らかにしたことが挙げられる。将来起こりうる不確実な災厄の認識をめぐる生じる社会的コンフリクトに関するルーマンの萌芽的な視点を、著者は災厄の原因や責任の帰属をめぐる対立を強調する「帰属コンフリクト論」として捉え直し、これを従来のルーマン研究において論じられてきた「リスク評価コンフリクト」(災厄の程度の評価をめぐる対立)の分析から区別した。帰属コンフリクト分析は、従来別々に論じられてきた帰属分析とコンフリクト分析の利点を組み合わせた分析を可能にするとともに、リスク評価をめぐる対立以上に根底的な対立に目を向けさせるものである。こうした分析によって明らかにされたのは、テクノロジーの発達をもたらす、因果関係が複雑で特定の決定者に帰責できない「新しいリスク」が、帰属コンフリクトの過程で制御や帰責が可能な「古いリスク」に矮小化される結果、「過剰なリスク帰属」が行われるに至るメカニズムである。この視点からウルリッヒ・ベックの「組織化された無責任」論を検討することにより、ベックの主張するラディカルな責任帰属がこうした新しいリスクの意味転換を促進し、新しいリスクの不可視化にさえつながりかねないことを指摘した著者の分析は非常に鮮やかであり、リスク社会における新たな責任のあり方を考える上でも示唆に富むものである。

ルーマン研究の観点からは、本論文はルーマンのリスク論の射程をリスクをめぐるコンフリクトの分析に限定せず、これを調停するためのリスク・ダイアログの理論にまで拡張する新たな解釈を提示した点で注目される。著者はリスク・ダイアログのあり方に関する提案を、ルーマンとアロイス・ハーンの「了解(Verständigung)」論に読み取り、ユルゲン・ハーバーマスの討議理論に対する対案として提示した。ルーマンらのいう了解とは「合意フィクション」を通して他者との内面的不一致を残し

たまま戦略的に折り合いをつける実践であるが、合意を追求するよりもむしろ合意を断念することによってコンフリクトの先鋭化を避けることができ、異質な他者との共存が可能になることから、合意より了解の方が紛争解決の戦略として望ましい場合がある。重要なのは、この了解が世界に対する反省的な態度を意味する「セカンド・オーダーの観察」（観察の観察）から「ファースト・オーダーの観察」（世界に対する素朴な態度）への復帰の一形式であると指摘することによって、ルーマンの了解論をその社会システム論・モダニティ論全体と結びつけて論じることが可能になったという点である。了解概念は、セカンド・オーダーの観察によってもたらされる認識の終わりなき相対化と懐疑を免れた暫定的な共通の準拠点を提供してくれるという意味で、近代社会において重要な機能を果たすものとして位置づけられ、さらには共通価値・規範に関する合意を基礎とする社会統合とは異なる社会統合モデルをも示唆するものである。

さらに本論文は、上述のような新たなルーマン解釈に加えて、ルーマンを基礎として彫琢されたリスク社会学の視角が経験的事例の分析において発揮しうる有効性を示した点でも高く評価できる。これまでのほとんどのルーマン研究は経験的研究におけるルーマン理論の有効性を実証するところまで進んでいないのに対して、本論文はルーマンの帰属コンフリクト論をベックのリスク社会論やクラウス・ペーター・ヤップらの「非知をめぐる争い」の分析によって補完しつつ、福島第一原発事故の原因・責任帰属をめぐるコンフリクトの分析に応用することを試みている。経験的研究としてはごく萌芽的な段階にしかないとはいえ、事故の責任追及を説く言説が逆説的に新たな安全神話の醸成をもたらすパラドックス（第1章）や、低線量被曝をめぐる論争が当事者の「決定者／被影響者」への道徳的な二極化を導く過程（第2章）の分析は、ルーマン的分析視角のポテンシャルを十分に実感させてくれるものである。

以上のように本論文はリスク社会学の基礎理論およびルーマン研究の両分野において独創的な研究成果として評価できる。とはいえ、問題点がないわけではない。第3章でルーマンやハーンの了解論をハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論と比較する際、後者の解釈をルーマンの立場に有利な形に単純化する傾向が見られ、必ずしも公平な評価になっていないのではないかと疑念が残る。また、ルーマンの理論を用いた事例研究において、ルーマン独自の理論によらなくとも十分説明可能ではないと思われる部分がないわけではない。しかし、これらの問題点は著者も十分自覚しており、今後の研究の進展によって十分に改善・克服可能なものである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2018年2月7日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。